

令和7年2月4日

宮津市国民健康保険税の税率等についての諮問・答申

令和7年度宮津市国民健康保険税の税率等について、宮津市長から宮津市国民健康保険運営協議会に諮問し、次のとおり答申を受けました。

日 時	・ 令和7年1月31日（金）諮問 宮津市国民健康保険運営協議会開催 ・ 令和7年2月3日（月）答申
場 所	・ 諮問：宮津市防災拠点施設 ・ 答申：市長室
内 容	表題の件について諮問し、以下のとおり改定・策定を行うことが適当であるとの答申を受けました。 諮問事項1 令和7年度宮津市国民健康保険税の税率について 令和7年度については、京都府から示された標準保険税率に基づく1人当たりの保険税額が急増したことから、被保険者の負担を考慮し、激変緩和措置として国民健康保険事業基金の一部を繰り入れ、標準保険税率より低い保険税率に改定すること。 《標準保険税率による1人当たり保険税額 108,013円(R6比 +11,755円、+12.2%)》 ⇒基金繰入後1人当たり保険税額 102,136円(R6比 +5,878円、+6.1%) ※基金繰入額 23,478千円（令和7年度末基金残高見込 109,407千円） 諮問事項2 課税限度額の改定及び軽減措置の拡充について 地方税法施行令改正（予定）の趣旨を踏まえ、課税限度額の改定及び軽減措置の拡充を行うこと。 その他 ・ 宮津市国民健康保険運営協議会の概要 委員 9名（被保険者代表3名、保険医・保険薬剤師代表3名、公益代表3名） 会長 小田和夫（宮津市社会福祉協議会 会長）

【担当者のコメント】

・平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化以後、宮津市では令和5年度まで京都府の提示する標準保険税率等に基づき保険税を決定してきましたが、京都府から示される標準保険税率が急増したため、令和6年度に引き続き、基金を繰り入れて保険税率の軽減を図ります。

お問い合わせ先

市民環境部 / 税務・国保課 / 国保年金係 TEL：0772-45-1616